

第1章 保育所における食事提供の意義

第1 保育所における食事提供及び栄養管理に関する考え方

保育所における食事の提供及び栄養管理は、子どもの健やかな発育・発達を目指し、子どもの食事・食生活を支援していくという視点が大切です。

そのためには、食事の提供と食育を一体的な取り組みとして栄養管理を行い、その際、一人一人の子どもの発育・発達状態、健康状態、栄養状態等の実態の把握が必要です。実施にあたっては、実態把握の結果を踏まえて、PDCAサイクル〔計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）〕に基づいて行っていきます。

1 栄養管理の考え方

保育所における食事は、入所している子どもの健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければなりません。保育所における栄養管理は、給食すなわち食事を提供することが軸となります。さらに、保育所で食べる食事そのものが食育につながります。発育期の子どもにとっては1回1回の食事が学習の場となります。食事提供と食育を通じ、子どもと保護者を支援していく過程そのものが栄養管理といえます。

2 一人一人の子どもの発育・発達への対応

乳幼児の食事は、母乳・育児用ミルクから離乳食を経て、食事からおいしく、楽しく栄養補給をできるようになっていくこと、発達に応じて食べ物に興味を持ちながら咀嚼や嚥下、食具の使用の学習をしていくこと、自分で食べるのが上手になり、人と食べることを楽しむ気持ちを育むことが大切です。この時期は、生涯にわたる食習慣の基礎が形成される非常に重要な時期であり、発育・発達に応じた食事の提供が重要となります。

3 多職種連携

一人一人の子どもに応じた食事を提供するためには、入所前の状況や現在の発育・発達の状況に加え、毎日の健康状態、保育所での生活状況、喫食状況などの情報を十分に把握し、活用することが必要です。保育士や看護師が測定した身長、体重等の情報を、栄養管理に関わる管理栄養士・栄養士等も、共有し、活用できるようなシステムを構築することが求められます。

また、施設長は、子どもの育ちを全職員で支えるという視点から、食事にかかわる職種が、子どもの食事の場を観察したり、立ち会うことができるよう、環境を整えることが求められます。

4 家庭との連携

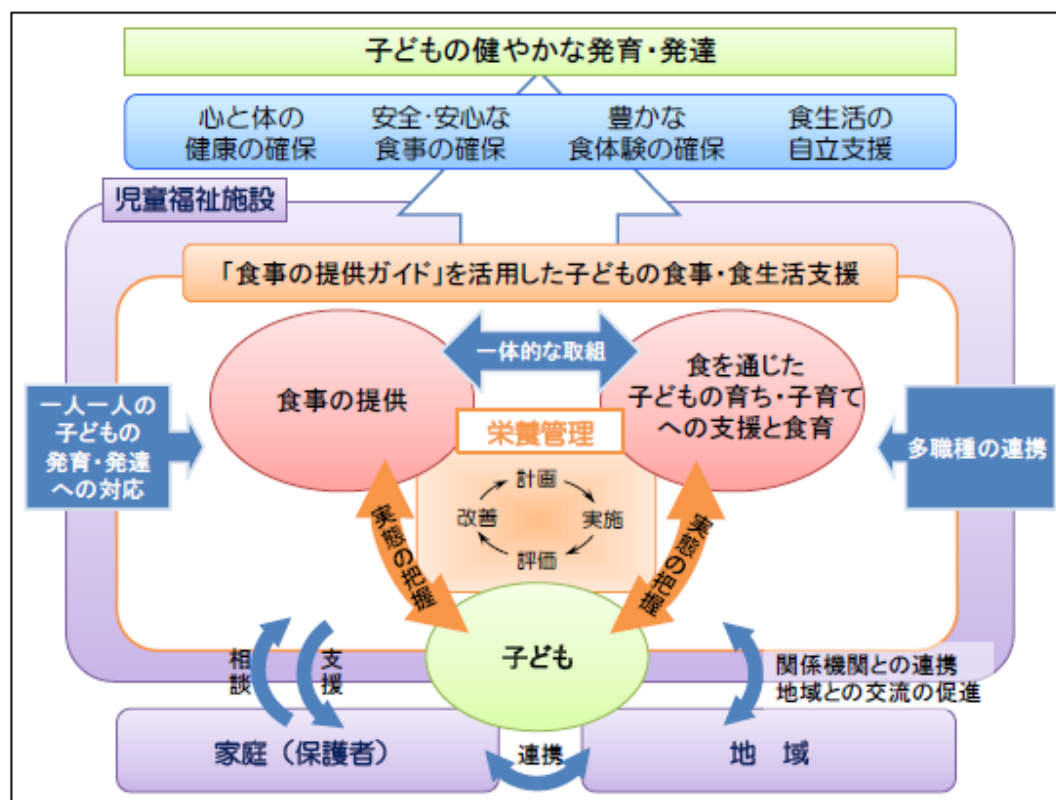
食事の「場」は、保育所のみならず、家庭も重要であることから、家庭と連携・協力して「食事」を考えていく必要があります。保育所での子どもの食事の様子や、保育所が子どもの食に対してどのように取り組んでいるのかを家族に伝えることは、家庭における食への関心を高め、食育の推進にもつながります。

家庭において食への関心が高まると、保育所に家庭の食に関する興味・関心が伝わり保育所における取組が、子ども一人一人に応じたものとなりやすくなります。保育所から家庭に食に関する情報発信をすることはもちろんのこと、家庭からの食に関する相談に応じ、助言したり、支援を積極的に行うことも重要です。

5 地域との連携

「児童福祉施設最低基準」では「児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。」とされています。保育所では、栄養士の配置義務はありませんが、この基準を満たすために、日頃から管轄する保健福祉事務所、市町管理栄養士・栄養士に相談できる体制を作っておくことが必要です。

また、食育を豊かに展開するために、地域住民や市町保健センター、保健福祉事務所、教育機関、その他食に関する団体、地域の産業団体等と連携し、交流をはかります。



(児童福祉施設における食事提供ガイドより)